

第2回ワーキング・グループに向けての資料

特定非営利活動法人日本 NPO センター 常務理事・事務局長 田尻佳史

1. ワーキング・グループの論点案

- ・インターネットで情報開示を推進するにあたって、必要な法的措置について
- ・情報開示に必要なリテラシーが不足している NPO 法人等に対する支援をどうすべきか
- ・インターネット上の情報開示の共通基盤を整備するとすれば、予算をどう措置するか
- ・インターネット上の情報開示の共通基盤を整備するとすれば、誰がその運用を担うか
- ・インターネット上の情報開示の共通基盤に掲載された情報の活用範囲
- ・「新しい公共支援事業」の情報開示の方法（期間限定の新たなサイトを立ち上げるのか否か）

2. インターネット上の情報開示のフォーマットを共通化すべき情報とかが何か

①開示を制度化すべき情報（所轄庁がフォーマットに基づき、掲載する情報）

- ・登記する情報（法人名、団体の所在地、目的等）
- ・NPO 法に基づいて開示が義務付けられている書類（事業報告書、会計報告等）※
※ただし、事業報告書は団体の創意工夫を推奨すべきで、それ自体はフォーマット化するべきではない。
会計報告書については、NPO 会計基準が策定されたことを考慮し、その準拠を推奨する。
- ・定款に記載することが義務付けられている情報（NPO 法人における活動の種類等）

②法で縛る必要はないが、公開情報として必要な情報

- ・財務情報（会計基準に基づいた会計報告の推奨）
- ・組織としての基礎的な情報（電話番号、Email、登記住所以外の活動拠点、サイト・ブログの URL、詳細な活動内容、活動実績、団体の立ち、法人化前の活動歴等）

【課題】インターネットで情報開示するにあたっては下記のような情報の保護についても検討すべき

- ・個人情報。役員名簿等をインターネット開示すべきかは慎重な議論が必要。代表理事を登記できるようにし、代表者名のみを開示（住所は非開示）するという方法も検討すべき。
- ・情報の管理を慎重にすべき活動を行っている団体の所在地等情報。たとえば、シェルターなどの活動を行っている団体の情報開示の方法については検討が必要。

3. 現状の問題点とその対策案

- ・NPO 法ではインターネットでの情報開示が定められていないため、個人情報保護方針などの都道府県ごとの方針が優先され、所轄庁によってインターネットで開示される情報にばらつきがある。

対策案：インターネットでの情報開示に関する法的措置を行う。ただし、法人の義務とすべきではない。

- ・所轄庁の担当者数が減少傾向にあり、法的に措置されていないインターネットでの情報開示への負担が大きい。そのため、プラスアルファの作業となる、内閣府のデータベースへの掲載が遅れる事例が見受けられる。

対策案：インターネット開示に関する法的措置を行った上で、全所轄庁が特定の情報開示基盤を共有することで効率化が期待できる。既に運用されている民間の情報開示基盤の活用もコスト削減には有効。

4. データベースサイト等のアクセス数（貴団体がデータベースサイト等を運営されている場合）

別紙参照

5. NPO ヒロバにおいて、好評を得ていること、苦勞していること、その克服方法

■好評を得ていること

- ・全 NPO 法人の基礎情報を掲載している点
- ・基礎情報以外に自主的に情報を追記している法人が約 1 万あり、情報が充実している点
- ・共通のフォーマットで情報開示がされているため、法人情報の比較が安易な点。
- ・日本 NPO センターが登録する全 NPO 法人掲載の項目と、各 NPO 法人が任意に自主登録する項目があるため、NPO ヒロバに情報開示をしている法人と、そうではない法人が見分けられる点
- ・ソフトウェア寄贈プログラム「TechSoup Japan」や文具割引販売など、他の NPO 支援事業との連動が図られている点。

■苦勞していること、課題

①新規認証法人の調査において、苦勞していること

- ・内閣府発表の法人数と、所轄庁が開示する法人数に齟齬があり、正確な認証数を把握するのに時間がかかることがある。
- ・所轄庁によって、インターネットで開示する項目が異なる。
- ・所轄庁によって、解散法人が開示されないことがある。
- ・NPO 法人は個人宅を事務所として登記していることもあるため、新設法人であっても、登記されている所在地に団体名で郵便を送付しても、宛所不明で返送されてくることも少なくない。

上記の課題の主な原因としては、以下が挙げられる。

- 1) 所轄庁により、法人一覧に掲載するタイミングが異なる。具体的には、認証後に一覧に掲載する所轄庁と、登記後に一覧に掲載する所轄庁がある。内閣府への認証法人数の報告の後に、登記が遅れた NPO 法人が所轄庁側の NPO 法人一覧に追加されることで、数字にずれが生じる。また、所轄庁の方針によって、インターネットで開示される情報が異なる。
- 2) 所轄庁により、解散法人としてカウントするタイミングが異なる。解散の届出をした時点で解散法人として扱う所轄庁と、清算終了後に解散法人として扱う所轄庁がある。また、解散法人一覧をインターネットで公開している所轄庁と、データ自体を削除してしまう所轄庁がある。
- 3) 所轄庁の一覧作成時における、人為ミスが起こることがある。人間が行うことなので、ミスを 0 にすることは難しい。チェック体制の充実が必要。

→これらの課題については、NPO ヒロバで全 NPO 法人掲載している項目が不足している場合は、直接所轄庁に問い合わせを行い、情報をそろえている。その際、一部地域では NPO 支援センターの協力を得ている。

②運営面における課題

・運営コストの負担

システムの維持管理、トラブル対応、データメンテナンス、定期的なリニューアルなどのコスト。

→現在は企業協賛や当センター会費、助成金などの支援性の財源によって運営している。サーバはNTTコミュニケーションズから支援を受けている。2008年度に実施したリニューアルではチャリティプラットフォームから助成を受けた。

・自主登録情報の更新頻度

NPO ヒロバの任意入力項目については認証直後のものが多く、情報の修正がされていないNPO法人も少なくない。

→他のプログラムと連動させ、情報の再入力を促している。(例1) ソフトウェア寄贈にあたっての条件にNPO ヒロバで情報開示を条件としている。(例2) NPO ヒロバ上でNPO が日常使う文具の割引販売を行い、NPO ヒロバへのログイン頻度を上げている。

・移転情報の収集

法人所在地が移転した際の情報は、各NPO法人が自主的に修正登録をしていただければ、迅速に修正することが難しい。

→地域のNPO支援センターが移転情報を把握している場合は、ご指摘いただけることもある。一部所轄庁とは定期的に情報をいただけるご協力をいただいている。

・NPO 会計基準への対応

決算データを入力する項目は、2004年リニューアル時に設定したものであるため、2010年に新しく策定されたNPO会計基準に準拠していない。

→財務情報の比較を安易にするために会計基準が策定されたため、NPO ヒロバの情報も速やかに対応したいと考えている。

NPO 法人データベース「NPO ヒロバ」アクセス数等データ

(2009年1月1日～2010年8月31日)

基礎データ

項目	全体	月平均
セッション	749,000	37,450
ユニークユーザー	553,000	27,650
ページビュー	4,019,000	200,950

平均ページビュー：5.37

参照元サイト：検索エンジン 82.91%、サイトからのリンク 12.86%、ダイレクト 4.23%

団体個別ページのアクセス数上位 10 団体

団体名	PV
特定非営利活動法人 日本 NPO センター	2054
特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい	1619
特定非営利活動法人 夢空間 21KIDS プロジェクト	1380
特定非営利活動法人 目黒障害者就労支援センター	1334
特定非営利活動法人 静岡県建築物安全確保支援協会	1261
特定非営利活動法人 買物くらし応援団	1247
特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興 21	1168
NPO 法人熊本ホームレス自立支援の会	1134
特定非営利活動法人 りすシステム	1124
特定非営利活動法人 自立支援センターふるさとの会	1026
特定非営利活動法人 医事紛争研究会	1010

頻繁に検索されたワード上位 10 ワード

	2010年6月	回数	2010年7月	回数	2010年8月	回数
1	ひきこもり	220	特定非営利活動法人	267	ひきこもり	304
2	まちづくり	86	ひきこもり	201	引きこもり	74
3	農業	83	福祉	92	農業	66
4	環境	64	環境	68	環境	60
5	動物	59	人材育成	55	高齢者	55
6	支援	58	教育	54	キャリア	48
7	特定非営利活動法人	51	高齢者	45	教育	29
8	若者	47	障害者	42	ニート	29
9	介護	44	子ども	42	子ども	28
10	児童	38	農業	42	人権擁護	27